

議 長	副議長	事務局長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	3 6 8
		決裁期日	平成 1 9 年 1 月 3 0 日
名 称	第 7 回 第 5 次 総 合 計 画 策 定 プ ロ ジ ェ ク ト 会 議		
日 時	平成 1 9 年 1 月 3 0 日 (火) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0		
場 所	役場 3 階 第 3 会 議 室		
出席者	プロジェクト員 9 名 サブプロジェクト員 2 名 代理 1 名 事務局員 1 名 (兼 務) (別 紙 名 簿 の と お り)		
内 容	<p>1 議長 挨拶 北向総務課総務班主幹 進捗遅れており、今回の会議より 1 回の会議時間を 2 時間をめどにする。 スピーディーな協議をお願いします。</p> <p>2 事務事業の抽出及び評価コメントについて 前回は引き続き、プロジェクトによる評価・方向性の検討を行った。 1 人 豊かな心のひとのまち 福祉のまち～家庭における子育て</p> <p>3 その他 (1) 総合計画策定委員会について 4 月の機構改革により、委員会の構成 (課長職) が代わることから、次回の課長会議に策定委員会の設置要綱 (案) を協議するよう提案していく。 提案時には、次の課題がある。 ・ 議会事務局長の扱い 議会事務局は執行機関ではないが、前回の策定員会では構成員であった。 各課長がそれぞれの守備範囲にとらわれることなく、平等に意見を述べるということからは、どこの課長ということではなく、課長職ということで構成員に加えることが妥当ではないか。 事務局自体の職員が 3 名に減少する中、プロジェクト員の配置も含め、物理的に難しいのではないか。 ・ 会計課長 上記の通り 3 名体制で、物理的に可能か。 以上の課題も含め、課長会議に諮ることとした。</p> <p>(2) 総合計画審議会条例の一部改正について 委員数を 3 0 人から 1 5 人以内に改正する条例案の起案終了。 3 月議会に上程。</p> <p>(3) 次回の会議 2 月 9 日 (金) 1 3 : 3 0 ~ 役場 3 階 第 3 会 議 室 (予 定)</p>		